

平成27年12月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成27年12月21日
場 所 六戸町役場2階小会議室

六戸町農業委員会総会

1 場 所 六戸町役場 2階小会議室

2 開会日時 平成27年12月21日(月)午後4時00分

3 閉会日時 平成27年12月21日(月)午後5時10分

4 出席委員(15名)

1番 古里厚子 委員	2番 金沢幸弘 委員
3番 小野寺邦男 委員	4番 田中誠 委員
5番 高舘孝 委員	6番 四木俊一 委員
7番 久田伸一 委員	8番 木村喜和 委員
9番 吉田勝 委員	10番 三浦英雄 委員
11番 山内松次郎 委員	12番 新山秀男 委員
13番 斎藤正 委員	14番 渡辺耕一 委員
15番 金淵盛一 委員	

5 欠席委員(0名)

6 会議に付した案件

町議案

報告第26号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第27号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第28号 農地の現況についての照会について

議案第17号 農地法第3条第1項の規程に基づく農業委員会の許可について

議案第18号 六戸町農業振興地域整備計画の変更について

7 会議録署名委員

14番 渡辺耕一 委員 1番 古里厚子 委員

8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局 長 外山昌彦 事務局 次長 佐藤一也

事務局 主査 吉本平

9 書 記

事務局 主査 吉本平

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻になりましたので、これより平成27年12月8日告示招集いたしました平成27年12月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、外山局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしく願います。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。

只今より、平成28年12月8日告示招集されました平成27年12月六戸町農業委員会総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、ありません

議長 これより本日の会議を開きます。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

お諮りします。

議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。

14番 渡辺 耕一委員、1番 古里 厚子委員を指名します。

参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には吉本主査を任命します。

次に会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思い

ます。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。
六戸町農業委員会会議規則第 11 条（法律第 24 条）の確認については、議案第 17 号
で 10 番 三浦 英雄委員が該当しますので、議案審議前に退席することになります。

それでは、町案件の審議に入ります。
報告第 26 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 26 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」
農地法施行規則第 21 条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を
受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 26 号を報告済みといたします。

次に報告第 27 号について事務局から報告をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第 27 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」
農地法施行規則第 68 条第 1 項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知
書を受理したので報告するものであります。
（説明省略）

議 長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第 27 号を報告済みといたします。

次に報告第 28 号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第28号「農地等の現況についての照会について」
青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。
(説明省略)

議長 ただいまの報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第28号を報告済みといたします。

つづいて、議案第17号を上程する前に、10番 三浦 英雄委員は会議規則第11条に抵触しますので、退席します。
(三浦委員退室)

議案第17号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第17号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。
(説明省略)

議長 事務局から説明が終わりました。
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表委員より報告をお願いします。

11番 現地調査は、私他4名で行いました。
山内委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。
以上報告致します。

議長 事務局及び代表委員からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第17号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第17号は原案のとおり承認することに決定いたしました。
議案第17号の審議が終了しましたので、10番 三浦 英雄委員の入室を求めます。
(三浦委員入室)

つづいて、議案第18号を上程いたします。
事務局から提案理由の説明をいたします。
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第18号「六戸町農号振興地域整備計画の変更について」
農業振興地域の整備に関する法律施行令規則第3条の2第1項の規定により六戸町長から別紙のとおり依頼があったので意見を求めるものであります。
(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりましたので質疑を受けます。
質疑ありませんか。

7番 ちよっと一か所。
久田委員 4ページにさ、国道45号線沿いの農用地44ヘクタールって、これ抜かさってるって
いう予想でしょ。

事務局長 はい。
これは国道45号線沿いでも集落から外れた、たとえば中村ボディショップさんとか、
あと高館の前の方に一時保管所、漬物屋さんなのかな、そういう風な除く土地が45ヘ
クタール。

7番 これはもう抜かさってる土地。
久田委員

事務局長 抜かさってる土地。

7番 今後まずこういう風になるだろうってことじゃなくて。
久田委員

事務局長 もうこういう区域を除いて農用地区域に定めたいということです。

7番 こうやって見てても、今後増えていきそうな、こう家が建ちそうな土地も入ってれば、
久田委員 (聞き取り不能) だろうなと思いつつ、事務計画の中でも。
あるなと思って見てました。
以上です。

事務局長 まずこの図面を見てですね、だいたい国道バイパスと旧45号線と、あと県道三沢・十和田線については、農用地区域からだいたい外しておりますので、この区域については除外しなくても、農用地から除外しなくても転用できるという風な土地と考えてもらえばいいと思います。

7番 公園の辺りだと、結局館野公園の辺りだと農地をかってんだけども、そういう方もある
久田委員 なって思ってるんだけども。
だからそういう細かいような所は、正規でいけば入れなくてもいいようにっていうような所がいっぱいあるなと思って、いま見てました。

事務局長 それで今後ですね、各機関から、農協さんとか土地改良区さんからこの計画書の案について意見をもらいます。
で、その他に公告縦覧ということで、詳しい図面を産業課の事務室で縦覧、見たい人にですね、見てもらいます。
で、その中で除いてもらいたい、入れてもらいたいっていう風な意見があれば、それまでに、縦覧の期間内に申し込みを受けてですね、農用地区域に入れたり外したりしますので。

7番 3月までのうちだといいてことか。
久田委員

事務局長 そうですね。
縦覧期間が一応3月を時期にしていたので。

議長 よろしいですか。
その他にありませんか。

～なしの声あり～

事務局長 それで余談となりますが、要はこの農用地区域に入っていれば何が一番メリットがある

かという、800万円までの控除を受けることができます。

売った場合です。

で、今回区域として色が塗られてなくても、その土地がですね、売る土地を含めて3町歩くらいはですね、その地権者が同意するのであれば農用区域に簡単に入れられるそうです。

ですから、もし売りたい場合はですね、その隣の方にもお願いして農用区域に入れる申請をすれば、すぐ農用区域に変えれますので、編入できますので、そのようなテクニックを使ってですね、控除を受けるというか。

7番 課長、農家やるんならいいけど、そうじゃなくて何かしたいってときは一番駄目だろう。
久田委員

事務局長 これの一番の問題がですね、一回入れると除くに時間がかかるという。

7番 だからそれを抜いたり何かにすれば駄目ってことなんでしょ。
久田委員

事務局長 だからですね、それを頭に入れてですね。

議 長 あとまだまだ聞きたいことがあると思いますが、随時なんかあつて来たときに聞いてもらえればと思います。
その他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
これより議案第18号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり異議なしとすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。
よって議案第18号は原案のとおり異議なしとことに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会12月総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

【 閉会 午後5時10分 】